

# 公益社団法人壱岐法人会定款

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人壱岐法人会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を長崎県壱岐市郷ノ浦町に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、税務知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税務知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資する事業
- (8) その他、公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、おもに壱岐税務署管内において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会に 次の会員を置く。

- (1) 正会員 壱岐税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む)で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した法人、法人の事業所

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 法人の解散又は事業所の閉鎖
- (3) 除名
- (4) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(会 費)

第 9 条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(退 会)

第 10 条 本会を退会しようとする者は、理事会の定めるところにより退会手続を行い任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総正会員の3分の2以上の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

## 第 4 章 総 会

(種類及び構成)

第 12 条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第 13 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第14条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づきこの定款の第21条に規定する会長が招集する。

- 2 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して会長に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、この定款第21条に規定する会長がこれにあたる。

(正会員の議決権)

第17条 正会員は各1個の議決権を有する。

(決 議)

第18条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 3 理事または正会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合に、その提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事の中から総会において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

理事 10名以上15名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、10名以内を常任理事とする。
- 3 副会長のうち1名を筆頭副会長とする。
- 4 理事のうち1名を専務理事とすることができる。
- 5 第2項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の筆頭副会長及び前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて遅滞なく行政庁へ届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して事務局を指揮監督し、本会の常務を統括する。
- 5 常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。
- 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがある

- と認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 4 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
  - 5 監事は、前項の規定による請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
  - 6 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。
  - 7 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれのあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求することができる。
  - 8 監事は、監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
  - 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
  - 4 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(取引制限)

- 第28条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己または第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に定める役員の損害賠償責任については、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して、理事会の決議により、当該役員が賠償の責任を負う額から同法第113条第1項第2号に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

## 第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第30条 本会に 顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

3 顧問及び相談役は、本会の業務の運営について会長の諮問に応ずる。

4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第7章 理 事 会

(構 成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事全員をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権 限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を決議する。

(1) 本会の業務の執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 3 4 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 3 5 条 理事は各 1 個の議決権を有する。

(定足数及び決議)

第 3 6 条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることができ  
る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案  
した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書  
面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異  
議を述べたときを除く)は、その提案を可決する理事会の決議があったものと  
みなす。

(報告の省略)

第 3 7 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を  
通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 2 3 条第 6 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。  
い。

## 第 8 章 正副会長会

(構 成)

第 3 9 条 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

(権 限)

第 4 0 条 正副会長会は、役員人事その他本会の運営に関する重要事項について審議  
し、理事会に参考意見を表明する。

(運 営)

第 4 1 条 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めると  
ころによる。

## 第 9 章 常任理事会

(構 成)

第 4 2 条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び専務理事をもって構成する。

(権 限)

第 4 3 条 常任理事会は、本会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議さ  
れた事項、又は、理事会に付議すべき事項について審議し、理事会に参考意見  
を表明する。

(運 営)

第 4 4 条 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めると  
ころによる。

## 第 10 章 委員会等

(委員会)

第 45 条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、理事会の決議に基づき会長がこれを委嘱する。

4 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とする。

5 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部会)

第 46 条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決議により、次の部会を置くことができる。

(1) 青年部会

(2) 女性部会

(3) その他理事会の定める部会

2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(支部)

第 47 条 本会は、事業の円滑な推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議により支部を置くことができる。

2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

## 第 11 章 資産及び会計

(事業年度)

第 48 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

3 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 50 条 本会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(備付け帳簿及び書類)

第51条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 総会・理事会等の議事資料
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) 本項の帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受け)

第52条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも同様とする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。

## 第12章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第54条 この定款は、総正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する事項については、予め行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 本会は、総正会員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第56条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事由によるほか、総正会員の3分の2以上の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は合併の日から1ヶ月以内に総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第58条 本会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第13章 公告の方法

(公 告)

第59条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

### 第14章 事務局

(事務局)

第60条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第61条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定 款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事、顧問、相談役、委員及び職員の名簿及び履歴書

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 総会及び理事会の議事に関する事項

(6) 役員等に関する報酬等の支給基準

(7) 事業計画書

(8) 収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

- (9) 事業報告書及び附属明細書
  - (10) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び附属明細書
  - (11) 財産目録
  - (12) 監査報告書
  - (13) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定め並びに次条の規定によるものとする。

## 第 1 5 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第 6 2 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 6 3 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 1 6 章 補 則

(細 則)

第 6 4 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第

106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、次のとおりとする。

会 長 長 田 玄 一 郎

3 本会の最初の副会長、専務理事及び常任理事は、次のとおりとする。

副 会 長 立 石 孝 廣

副 会 長 白 川 洋 一 朗

副 会 長 柳 澤 護

専務理事 表 谷 久 善

常 任 理 事

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に

定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

5 変更後の定款は、令和7年5月23日から施行する。